

ご購入者様各位

訂正のお願い

前略

弊社出版物「令和2年版 関東運輸局施行 自動車検査員教習試験 問題と解説」におきまして、誤りがございました。お詫びするとともに、下記の通り訂正をお願い申し上げます。

記

P48 ◆保安基準適合証等の交付範囲（編集部）◆表下の特記事項（*1）	
誤	正（太字が訂正箇所）
<p>（*1）「構造等に変更なし」とは、「構造等に関する事項」について、登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一である場合をいう。</p> <p>なお、乗車定員 <u>10人以下の乗用自動車</u>については、「自家用」⇔「事業用」の変更について構造等に変更がないものとして取扱い、保安基準適合証等の交付が可能となる。</p>	<p>（*1）「構造等に変更なし」とは、「構造等に関する事項」について、登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一である場合をいう。</p> <p>なお、乗車定員 11人以上の乗用自動車以外については、「自家用」⇔「事業用」の変更について構造等に変更がないものとして取扱い、保安基準適合証等の交付が可能となる。</p>